

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成29年8月10日
【会社名】	ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
【英訳名】	YAMASHITA HEALTH CARE HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山下 尚登
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	山下医科器械株式会社 取締役執行役員管理本部長 伊藤 秀 憲
【最寄りの連絡場所】	山下医科器械株式会社 福岡県福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号
【電話番号】	092(726)8200(代表)
【事務連絡者氏名】	山下医科器械株式会社 取締役執行役員管理本部長 伊藤 秀 憲
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集有価証券の金額】	5,775,162千円(注)1
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。 (注) 1 本届出提出日現在において未確定のため、山下医科器械株式会社の平成28年5月31日現在の金額を記載しておりません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,553,000株 (注) 1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株です。 (注) 3, 4

- (注) 1. 山下医科器械株式会社(以下「山下医科器械」といいます。)の発行済株式総数2,553,000株(平成29年5月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となるヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成29年5月16日に開催された山下医科器械の取締役会決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)及び定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
3. 山下医科器械は、当社の普通株式について株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

株式移転の方法によることとします。(注) 1, 2

- (注) 1. 普通株式は、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における山下医科器械の株主名簿に記載又は記録された山下医科器械の株主に対し、その所有する山下医科器械の普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は本届出書提出日において未確定ですが、山下医科器械の平成28年5月31日における株主資本の額(簿価)は5,775,162千円であり、発行価額の総額のうち494,025千円が資本金に組入れられます。
2. 当社は東京証券取引所への上場申請手続き(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第208条)により平成29年12月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転による非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る(同施行規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所市場第一部への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」注2.記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所市場第一部への上場を予定しております。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 当該株式移転の目的及び理由

当社グループは、九州圏内の医療機関向けに医療機器を販売する医療機器卸売企業であります。医療業界を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展や国民医療費の増加、診療報酬の改定や消費税増税等、様々な要因により急速に変化し、医療機関の経営にも多大な影響を及ぼしており、現在の体制では柔軟に対応することが難しくなっております。このような状況の中、医療機関へのトータルサポート力が必要とされており、当社としても変化に対応できる人材強化および育成、顧客基盤のさらなる拡充、各顧客との関係強化等の対応可能な体制が求められております。

このような状況を踏まえ、当社は、以下を目的に、持株会社制に移行することと致しました。

変化が著しい医療機器業界に対応した事業再編の機動性および柔軟性を確保するため、従来の体制では難しい事業執行と経営の役割分担を明確にし、各事業執行は子会社へ事業連携等の経営判断は持株会社とし、グループとしての意思決定のスピード化によって持続的利益成長を図る

同業他社または異業種他社との資本提携等を想定するため、多様化する医療機関のニーズへの対応、間接部門を共有することで人材の有効活用および社内の管理業務効率の改善、地域市場における競争力強化

グループを拡大し、スケールメリットを活かした経営を行うことで、今以上に業績拡大等の成長を加速させ、更なる企業価値の向上を実現

また、今以上にコーポレート・ガバナンスの強化により、グループ各社の採算性と事業責任の明確化を図る。

移行後は、純粋持株会社である「ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社」が、グループ全体の経営戦略の策定、経営資源の配分及び子会社の業務執行に関する監督機能を担う予定です。

また、子会社各社のミッションを明確にするとともに、グループ内事業間のシナジー効果の追求や他社とのアライアンスによる事業の再編などによって、グループ全体としての経営効率を高め、グループ外取引の獲得、新たな事業機会の創出などを通じた成長力の強化を図ってまいります。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社 (英文名: YAMASHITA HEALTH CARE HOLDINGS, INC.)	
(2) 事業内容	医療機器卸事業等を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理等	
(3) 所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号	
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長 山下 尚登	現 山下医科器械(株) 代表取締役社長
	取締役 北野 幸文	現 山下医科器械(株) 取締役
	取締役 伊藤 秀憲	現 山下医科器械(株) 取締役
	取締役 嘉村 厚	現 山下医科器械(株) 取締役
	取締役常勤監査等委員(社外) 松尾 正剛	現 山下医科器械(株) 常勤監査等委員(社外)
	取締役監査等委員(社外) 古閑 慎一郎	現 山下医科器械(株) 監査等委員(社外)
	取締役監査等委員(社外) 山下 俊夫	現 山下医科器械(株) 監査等委員(社外)
(5) 資本金の額	4億9,402万5,000円	
(6) 決算期	5月31日	
(7) 純資産の額(連結)	未定	
(8) 純資産の額(連結)	未定	

提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社と山下医科器械株式会社及びその関係会社の状況は以下となる予定です。

山下医科器械は、平成29年8月29日開催の定時株主総会による承認を前提とした株式移転計画に基づき、平成29年12月1日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 連携等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)				
(連結子会社) 山下医科器械(株)	長崎県 佐世保市	494	医療機器 の販売	100.0	7	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、山下医科器械は当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となる山下医科器械の最近事業年度末日時点(平成29年5月31日)の状況は次のとおりです。

関係会社の状況

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱イーピーメディック	福岡県 筑紫野市	35,000	その他	96.67	当社商品の販売 及び仕入 役員の兼任3名 資金の貸付
(連結子会社) ㈱トムス 1	福岡市 博多区	10,000	医療機器 販売業	100.0	当社商品の販売 及び仕入 役員の兼任3名
(持分法適用関連会社) パナソニックメディコム九州㈱	福岡市 博多区	80,000	医療機器 販売業	49.00	メディコム製品の 販売及び仕入 役員の兼任1名

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 1 事業年度末日後の平成29年6月1日付けで株式会社トムスの全株式を取得し、子会社化いたしました。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、山下医科器械は当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の取締役は、山下医科器械及び当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社である山下医科器械と関係会社との取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

山下医科器械は、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成29年12月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行う内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成29年5月16日開催の同社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における山下医科器械の株主名簿に記載又は記録された山下医科器械の株主に対し、その所有する山下医科器械の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画は、平成29年8月29日開催予定の山下医科器械の定時株主総会において、承認可決される予定となっております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金等につき規定されています(詳細につきましては、次の「株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2．株式移転計画の内容

株式移転計画書(写)

山下医科器械株式会社(以下「甲」という)は、単独株式移転の方法により、新たに設立するヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社(以下、「乙」という)を甲の完全親会社とすることに関し、次のとおり株式移転計画を作成する。

第1条 (乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款記載事項)

乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1「ヤマシタヘルスケアホールディングス 定款」に記載のとおりとする。

第2条 (乙の設立時取締役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

乙の設立時取締役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

代表取締役社長	山下 尚登
取締役	北野 幸文
取締役	伊藤 秀憲
取締役	嘉村 厚
取締役常勤監査等委員(社外)	松尾 正剛
取締役監査等委員(社外)	古閑 慎一郎
取締役監査等委員(社外)	山下 俊夫
会計監査人	有限責任 あずさ監査法人

第3条 (資本)

乙の資本金額は以下の通りとする。

(1) 資本金 4億9,402万5,000円

(乙の設立の日における乙の準備金の額は、会社計算規則第52条の定めにより、甲が決定する)

第4条 (発行株式数)

乙は、普通株式2,553,000株を発行する。

第5条（株式の割り当て）

- 1．本件株式移転の効力発生日を平成29年12月1日とし、この日を乙の成立日とする。
- 2．乙は、効力発生日において、その日の前日の最終の甲の株主名簿に記載された株主に対して、その株主に代わる株式として、以下の割合を持って、乙の株式を割り当て交付する。
 - (1) 甲の株主に対しては、甲の株式1株について、乙の株式1株

第6条（登記事項）

本件株式移転の登記をすべき時期は、平成29年12月1日とする。ただし、株式移転の手続きの進行上の必要性、その他の事由により、甲にて協議のうえ、これを変更できる。

第7条（本件株式移転の変更、中止）

本日から乙の成立の日までに、天災地変、経済の激変、その他の事情により、甲の資産もしくは経営状態に重要な変動が生じた時には、甲は協議のうえ、本計画の内容を変更し、または、本計画を中止することができる。

平成29年5月16日

(甲) 長崎県佐世保市湊町3 - 13
山下医科器械株式会社
代表取締役社長 山下 尚 登

別紙

定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社と称し、英文では、YAMASHITA HEALTH CARE HOLDINGS, INC.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配および管理すること、並びにこれらに附帯関連する一切の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医療、保健、衛生用機器および材料の製造、販売ならびにリース、レンタル
- (2) 光学機器、理化学機器、分析機器、測定機器および計量器の製造、販売ならびにリース、レンタル
- (3) 健康器具、運動器具、介護機器および介護用品の製造、販売ならびにリース、レンタル
- (4) 医薬品、医薬部外品、医療用ガス、化粧品および健康食品の販売
- (5) 毒物、劇物、検査用試薬の販売
- (6) 動物用医療機器の製造、販売ならびにリース、レンタル
- (7) 動物用医薬品の販売
- (8) 家庭用電化製品、事務用機器の販売ならびにリース、レンタル
- (9) 前各号に関連する製品の修理、メンテナンスおよび輸出入
- (10) 医療機関の経営コンサルティングならびに医療施設のレイアウト、デザインに関するコンサルティング
- (11) コンピュータおよびその周辺機器ならびに通信機器のハードウェア・ソフトウェアの企画、開発、販売およびその運用指導、保守ならびにその仲介業務
- (12) インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービスおよび商品の売買システムの企画、開発、運用指導、保守ならびにその仲介業務
- (13) 物流システムの開発および販売ならびに物品管理の運用
- (14) 院内物品管理業務の受託
- (15) 古物の販売
- (16) 管工事ならびに医療ガス配管工事、特殊ガス工事、機械器具設置工事、内装仕上工事
- (17) 医療廃棄物処理業および廃棄物処理機器の販売ならびにリース、レンタル
- (18) 水処理設備の販売ならびに設置工事
- (19) 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸ならびにその管理
- (20) 薬局の経営、保険調剤業務、処方箋による医薬品の調剤ならびに販売
- (21) 建物の清掃ならびに維持管理業務
- (22) 損害保険代理業
- (23) 生命保険の募集に関する業務
- (24) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡県福岡市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第10条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(参考書類等のインターネット開示)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、10名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第29条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第32条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(剰余金の配当)

第36条 剰余金の配当は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第38条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、当社の成立の日から平成30年5月31日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

第2条 第27条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は100,000千円以内(うち社外取締役分は20,000千円以内)とする。

2. 第27条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬額は50,000千円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。

以上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社(完全親会社)	山下医科器械株式会社(完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1. 本株式移転に伴い、山下医科器械の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。
なお、当社の単元株式数は100株といたします。

2. 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)：2,553,000株

上記新株式は、平成29年5月31日時点における山下医科器械の発行済株式総数を基に算出しております。本株式移転の効力発生に先立ち、山下医科器械の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、山下医科器械が保有する自己株式(平成29年5月31日時点現在47,533株)に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式(同日現在山下医科器械が保有する自己株式の数に対応する普通株式合計47,533株)が割当交付されることとなります。

2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、山下医科器械単独による株式移転によって持株会社(完全親会社)である当社を設立するものであり、株式移転直前の山下医科器械の株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有する山下医科器械の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

5 【組織再編対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使について

山下医科器械の株主が、その有する山下医科器械の普通株式につき、山下医科器械に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成29年8月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を山下医科器械に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、山下医科器械が上記定時株主総会の決議の日(平成29年8月29日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

山下医科器械の株主による議決権の行使の方法としては、平成29年8月29日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、山下医科器械の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、山下医科器械に提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成29年8月26日午後6時00分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、山下医科器械に上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、山下医科器械に上記の行使期までに到着するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛否の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成29年8月29日までに、山下医科器械に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、山下医科器械は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時における山下医科器械の株主名簿に記載又は記録された山下医科器械の株主に割り当てられます。株主は、自己の山下医科器械の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

7 【組織再編成に関する手続き】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、山下医科器械は会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、山下医科器械の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、山下医科器械の本店において平成29年8月10日より備え置いております。

は、平成29年5月16日開催の山下医科器械の取締役会において承認された株式移転計画書です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその他算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び資本準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、山下医科器械の最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事項が相当であることを説明した書類です。

これらの書類は、山下医科器械の営業時間内に山下医科器械の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生じる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続きの方法及び日程

定時株主総会基準日	平成29年5月31日(水)
株式移転計画書承認定時株主総会	平成29年8月29日(火)(予定)
山下医科器械株式会社上場廃止日	平成29年11月28日(火)(予定)
株式移転期日・純粋持株会社設立日	平成29年12月1日(金)(予定)
純粋持株会社設立登記日	平成29年12月1日(金)(予定)
純粋持株会社上場日	平成29年12月1日(金)(予定)

但し、本株式移転手続きの進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

山下医科器械の株主が、その所有する山下医科器械の普通株式につき、山下医科器械に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年8月29日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を山下医科器械に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、山下医科器械が上記定時株主総会の決議の日(平成29年8月29日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である山下医科器械の最近連結会計年度の主要な連結経営指標は以下のとおりであります。これら山下医科器械の連結経営指標は、当社の連結経営指標に反映されるものと考えます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期 (参考)
決算年月	平成25年 5月	平成26年 5月	平成27年 5月	平成28年 5月	平成29年 5月
売上高 (千円)	47,132,875	51,049,388	50,310,045	51,615,298	52,517,963
経常利益 (千円)	593,620	826,378	616,453	635,665	258,048
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	321,914	553,312	359,010	332,239	19,407
包括利益 (千円)	414,499	544,659	464,299	309,065	17,031
純資産額 (千円)	5,217,413	5,594,258	5,877,120	5,993,307	5,850,910
総資産額 (千円)	17,224,478	18,559,561	18,383,536	18,725,217	17,722,078
1株当たり純資産額 (円)	2,043.57	2,191.36	2,302.20	2,391.34	2,334.02
1株当たり当期純利益金額 (円)	126.14	216.81	140.68	131.46	7.75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	30.3	30.1	32.0	32.0	33.0
自己資本利益率 (%)	6.4	10.2	6.3	5.6	0.3
株価収益率 (倍)	15.9	8.6	13.9	13.3	226.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	176,960	1,888,774	464,529	276,907	1,710,090
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	609,116	157,567	573,201	506,518	424,328
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	61,262	122,809	142,786	193,166	125,141
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	3,539,701	5,148,099	3,967,580	3,544,803	1,285,242
従業員数 (名)	514	520	518	510	527
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔190〕	〔201〕	〔193〕	〔195〕	〔265〕

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4 第69期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく「監査報告書」を受領しておりません。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2 【沿革】

年月	事項
平成29年5月16日	山下医科器械の取締役会において、山下医科器械の単独株式移転による持株会社「ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移行計画書」の内容を決議
平成29年8月29日	山下医科器械の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、山下医科器械がその完全子会社となることについて決議(予定)
平成29年12月1日	山下医科器械が株式移転の方法により当社を設立(予定) 当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場(予定)

なお、山下医科器械の沿革につきましては、山下医科器械の有価証券報告書(平成28年8月26日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる山下医科器械及びその関係会社の最近事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりです。

山下医科器械グループは山下医科器械と子会社2社で構成され、「医療機器販売業」及び「医療モール事業」の2つをセグメントとしております。

「医療機器販売業」は、主に医療機器メーカーより仕入れた医療機器を、病院をはじめとする医療機関等に販売しております。「医療モール事業」は、複数のクリニックが同一敷地内に立地し、各診療科の専門医が医療サービスを提供する複合型医療施設の運営を行っております。

なお、事業系統図については、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等 2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 取引関係」に記載のとおりです。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる山下医科器械の関係会社の状況につきましては、前述「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等 2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる山下医科器械の平成29年5月31日現在の連結会社の従業員は以下のとおりです。

(平成29年5月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
医療機器販売業	491 (259)
医療モール事業	()
その他	3 ()
全社(共通)	33 (6)
合計	527 (265)

- (注) 1 従業員数は、山下医科器械グループから山下医科器械グループ外への出向者を除き、山下医科器械グループ外から山下医科器械グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 3 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
- 4 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合等の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結子会社の状況

当社の完全子会社の労働組合は、U A ゼンセン同盟山下医科器械ユニオンと称し、U A ゼンセン同盟を上部団体として平成20年4月19日に結成されました。平成29年5月31日現在では874名の組合員(パートタイマー含む)で構成されております。なお、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる山下医科器械の業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成28年8月26日提出)及び四半期報告書(平成28年10月13日、平成29年1月13日及び平成29年4月14日提出)をご参照ください。

2 【販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる山下医科器械の販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成28年8月26日提出)及び四半期報告書(平成28年10月13日、平成29年1月13日及び平成29年4月14日提出)をご参照ください。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる山下医科器械の対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成28年8月26日提出)及び四半期報告書(平成28年10月13日、平成29年1月13日及び平成29年4月14日提出)をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転により山下医科器械の完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在における山下医科器械の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。山下医科器械の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項において、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において山下医科器械が判断したものです。

(1) 特定の物流拠点への集中について

当社グループは、佐賀県鳥栖市に物流センターを設置し、回転率の高い医療用一般消耗品を一元管理するとともに、仕入業務の大部分を同センターに集約しておりますが、火災等の災害により同センターの機能が停止した場合、物流・仕入管理システムの復旧と事業所への機能移転が完了するまでの間、販売活動に支障をきたし、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成28年9月の長崎TMSセンター稼働後は、両センターが物流機能を相互に補完し合う体制を整え、災害発生時のリスク分散・軽減を図っております。

(2) 法的規制等について

医療機器は、患者の生命及び健康に影響を及ぼす可能性があるため、品質の適正な保持、医療現場における正しい方法での使用が求められることから、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下、「医薬品医療機器等法」)において、製造から販売に至る各流通過程での遵守事項が定められております。

当社グループは、高度管理医療機器(注1)を含むあらゆる医療機器を取り扱う企業として、全ての事業所毎に、医薬品医療機器等法に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業を取得しておりますが、販売責任者の資格要件、品質管理の実施要件、トレーサビリティ(販売履歴の記録)(注2)の実施要件等、同法が求める各種要件を充足できなくなった場合、当該事業所は、その許可を取り消される可能性があります。

この他、事業所によって、医療機器に付帯する医薬品、対外診断用試薬および医療ガス等の販売については、医薬品医療機器等法に基づく医薬品販売業許可、医療廃棄物収集運搬の請負については、廃棄物の処理および清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づく産業廃棄物収集運搬業許可および特別管理産業廃棄物収集運搬業許可、医療ガス配管工事請負、手術室・病室等の設備工事請負については、建設業法に基づく一般建設業許可を取得しておりますが、各法が定める要件を充足できなくなった場合、当該事業所はそれぞれの許可を取り消される可能性があります。

また、連結子会社(株式会社イーピーメディック)は医療機器の製造販売業許可を取得しておりますが、品質および安全管理体制等の要件を充足できなくなった場合、その許可を取り消される可能性があります。

(注1) 副作用、機能障害を生じた場合、人の生命および健康に重大な影響を与える恐れがある医療機器は高度管理医療機器として定められております。

(注2) 商品の販売および賃貸に関する譲受の履歴管理をトレーサビリティと称しております。薬事法施行規則では、高度管理医療機器等の販売等を行った場合、その品名、数量、製造番号、年月日、販売先名を記録し、3年間(特定保守管理医療機器は15年間)保存することが義務付けられております。また、高度管理医療機器等以外のトレーサビリティについては努力義務とされております。

(3) 個人情報保護法について

当社グループが取り扱う個人情報は、主に個人販売先ならびに従業員の個人情報であります。患者情報を取り扱う医療機関と取引を行うことから、個人情報の取り扱いを受託する企業として、取引先に確認書を提出するなど、個人情報保護法に則した適切な対応に努めております。

しかしながら、同法に違反する事案が発生した場合、損害賠償請求訴訟や取引先との取引停止等が発生することが考えられ、その内容によっては、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 医療行政の動向について

公的医療保険制度における診療報酬は、医師の診療行為、医薬品、特定の医療材料等についてそれぞれ定められており、定期的に改定がなされております。このような診療報酬改定により特定の医療材料公定価格(償還価格)が引き下げられた場合は、販売価格の引き下げに直結するため、当社グループの収益性が著しく低下する可能性があります。

当社グループといたしましては、医業経営により一層寄与する提案営業活動を強化するとともに、仕入先の見直し等の合理化に努めてまいりますが、医療行政の動向によっては、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 連結子会社(株式会社イーピーメディック)の事業について

連結子会社(株式会社イーピーメディック)が行っております整形外科用インプラント(体内埋没型骨材料)の製造販売事業において、販路の拡大が予定どおり進捗しない場合や、自社開発製品の欠陥について製造物責任を負う場合、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 訴訟等の可能性について

当社グループが行う業務において、商品の不良・瑕疵、設置・調整の不良等があった場合、医療事故の要因となる可能性があります。また、営業活動中の仕様説明や納品後の取扱い説明の内容、仕入先の倒産等によるアフターサービス継続条件の変更など、取扱商品に関する様々な事項について取引先と見解の相違が発生する可能性があります。

当社グループは、ISO9001およびISO13485の認証を取得し、商品やサービスの品質管理体制を整備しておりますが、医療事故等が発生した場合、訴訟等に至ることが考えられ、その内容によっては当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) M & A等について

当社グループは、多様化する医療業界に対応するため、当社グループ以外の会社との業務提携、合併および買収等(以下、「M & A等」)を企画・実施することがあります。M & A等の実施にあたっては、事前に相乗効果の有無を見極めてから実施を決定し、相乗効果を最大にするよう経営努力を行います。しかし、M & A等実施後に、対象会社との経営方針のすり合わせや業務部門における各種システムおよび制度の統合等に当初想定以上の負担がかかることにより、予想どおりの相乗効果が得られない可能性があります。また、M & A等にかかる費用等が、一時的に当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性もあります。

(8) 保有固定資産の減損損失について

当社グループは事業活動上、土地・建物をはじめとする事業用固定資産を保有しておりますが、事業収益・キャッシュフローの悪化や地価の下落に伴う減損損失が発生した場合、当社グループの業績および財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 投資有価証券の評価額について

当社グループは、主に取引先と関係維持のための株式保有および事業の展開上必要と思われる企業への出資を行っており、今後行う可能性があります。そのような有価証券への投資においては、株価の著しい下落あるいは投資先企業の業績が著しく低迷した等の場合、投資有価証券評価損が発生し、当社グループの業績および財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる山下医科器械の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成28年8月26日提出)及び四半期報告書(平成28年10月13日、平成29年1月13日及び平成29年4月14日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画書、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる山下医科器械の研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成28年8月26日提出)及び四半期報告書(平成28年10月13日、平成29年1月13日及び平成29年4月14日提出)をご参照ください。

7 【財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる山下医科器械の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成28年8月26日提出)及び四半期報告書(平成28年10月13日、平成29年1月13日及び平成29年4月14日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる山下医科器械の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成28年8月26日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる山下医科器械の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成28年8月26日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる山下医科器械の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(平成28年8月26日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成29年12月1日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,553,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	2,553,000		

(注) 山下医科器械の発行済株式総数2,553,000株(平成29年5月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成29年12月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年12月1日	2,553,000	2,553,000	494,025	494,025		

(注) 山下医科器械の発行済株式総数2,553,000株(平成29年5月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる山下医科器械の平成29年5月31日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

(平成29年5月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		21	16	37	24	2	3,132	3,232	
所有株式数(単元)		2,829	128	4,016	156	3	18,390	25,522	800
所有株式数の割合(%)		11.08	0.50	15.74	0.61	0.01	72.06	100.00	

(注) 自己株式47,533株は、「個人その他」に475単元、「単元未満株式の状況」に33株含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる山下医科器械の平成29年5月31日現在の発行済株式について議決権の状況は以下のとおりです。

(平成29年5月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 47,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,504,700	25,047	
単元未満株式	普通株式 800		
発行済株式総数	2,553,000		
総株主の議決権		25,047	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式33株が含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成29年12月1日時点において当社の自己株式を保有いたしません。当社の完全子会社となる山下医科器械の平成29年5月31日現在の自己株式等については、以下のとおりです。

(平成29年5月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 山下医科器械株式会社	長崎県佐世保市湊町3番13号	47,500		47,500	1.86
計		47,500		47,500	1.86

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社の新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社の完全子会社となる山下医科器械に引き続き、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定かつ継続的な配当を実施することを基本方針とし、業績等を勘案して利益還元を図る予定です。配当水準として基本的に連結配当性向30%を基準として想定しております。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定です。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる山下医科器械の株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月	平成29年5月
最高(円)	2,538	2,120	2,194	1,965	1,855
最低(円)	950	1,465	1,588	1,481	1,580

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	1,820	1,855	1,794	1,799	1,785	1,793
最低(円)	1,762	1,710	1,725	1,693	1,623	1,704

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

就任予定の当社の役員状況は以下のとおりです。

男性 7 名 女性 0 名(役員のうち女性の比率 0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する山下医科器械の普通株式数 (2) 割り当てられる当社の普通株式数 (千株)
代表取締役社長		山下 尚登	昭和30年 1月24日	昭和52年4月 アロカ株式会社入社 昭和53年7月 山下医科器械㈱入社 昭和57年5月 同社福岡営業所長 昭和63年3月 同社取締役 平成2年10月 同社常務取締役 平成6年10月 同社代表取締役専務 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成18年7月 同社代表取締役会長 平成20年7月 同社代表取締役社長 平成21年6月 同社代表取締役社長兼営業統括本部長 平成23年6月 同社代表取締役社長(現任)	(注) 2	(1) 348 (2) 348
取締役		北野 幸文	昭和40年 11月28日	昭和63年4月 山下医科器械㈱入社 平成14年5月 同社福岡支社長 平成16年5月 同社営業本部営業企画部長 平成19年5月 同社経営企画室長 平成19年8月 同社取締役経営企画室長 平成21年6月 同社取締役営業統括本部副本部長兼長崎・福岡エリア本部長 平成23年6月 同社取締役営業本部副本部長兼SPDセンター長 平成23年8月 同社執行役員営業本部副本部長兼SPDセンター長 平成24年6月 同社執行役員営業本部副本部長兼情報流通推進部長 平成27年8月 同社取締役執行役員営業本部副本部長兼情報流通推進部長 平成27年9月 同社取締役執行役員営業本部副本部長兼情報流通推進部長兼営業管理部長 平成28年8月 同社取締役執行役員営業本部長(現任)	(注) 2	(1) 3 (2) 3
取締役		伊藤 秀憲	昭和31年 8月2日	昭和54年4月 株式会社親和銀行入行 平成9年6月 同行日野支店長 平成17年2月 同行東京支店長兼東京事務所長 平成19年3月 同行営業統括部長 平成19年10月 同行執行役員福岡営業部長 平成20年3月 同行退職 平成20年4月 山下医科器械㈱入社 管理部長 平成20年8月 同社取締役 管理部長 平成23年8月 同社取締役執行役員 管理本部長(現任)	(注) 2	(1) 3 (2) 3
取締役		嘉村 厚	昭和36年 7月25日	昭和60年8月 山下医科器械㈱入社 平成13年5月 同社鳥栖営業所長 平成16年5月 同社営業本部長 平成16年8月 同社取締役営業本部長 平成18年7月 同社常務取締役営業本部長 平成19年5月 同社常務取締役新規事業本部長 平成19年8月 同社取締役新規事業本部長 平成21年6月 同社取締役営業統括本部副本部長 兼 中部・南九州エリア本部長 平成23年6月 同社取締役事業開発部長 平成23年8月 同社執行役員事業開発部長 平成26年8月 同社執行役員ソリューション事業推進部長 平成28年8月 同社取締役執行役員ソリューション事業推進部長(現任)	(注) 2	(1) 5 (2) 5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する山下医 科器械の普通株 式数 (2) 割り当てられる 当社の普通株式 数 (千株)
取締役 (常勤監査等 委員)		松尾 正剛	昭和26年 6月18日	昭和49年4月 株式会社親和銀行入行 平成5年2月 同行城南支店長 平成13年6月 同行取締役福岡地区本部長兼福岡 支店長 平成15年6月 同行常務取締役長崎地区本部長 平成17年6月 同行常務取締役福岡地区本部長 平成19年7月 同行常務取締役 平成19年10月 同行参与 平成20年8月 同行退職 平成20年8月 山下医科器械(株)常勤監査役 平成27年8月 山下医科器械(株)社外取締役(常勤監 査等委員)(現任)	(注) 3	(1) 1 (2) 1
取締役 (監査等委員)		古閑 慎一郎	昭和30年 11月11日	昭和53年4月 古閑桂介税務会計事務所入所 昭和63年8月 同事務所退所 昭和63年9月 株式会社ビジネスコンサルタント 入社 平成9年7月 同社マネージャー 平成14年10月 同社コーディネーター 平成17年4月 同社マネージングコーディネ ーターコンサルタント 平成24年3月 同社退職 平成24年8月 山下医科器械(株)社外取締役 平成27年8月 山下医科器械(株)社外取締役(監査等 委員)(現任)	(注) 3	(1) 0 (2) 0
取締役 (監査等委員)		山下 俊夫	昭和32年 1月31日	昭和61年4月 長崎県弁護士会登録、塩飽志郎法 律事務所入所 平成4年4月 同事務所退所 平成4年5月 山下俊夫法律事務所(現山下・川添 総合法律事務所)を開設 平成12年10月 学校法人九州医学専門学校(現学校 法人九州総合学院)監事就任(現任) 平成17年8月 山下医科器械(株)社外監査役 平成24年6月 イサハヤ電子株式会社社外監査役 (現任) 平成27年8月 山下医科器械(株)社外取締役(監査等 委員)(現任)	(注) 3	(1) 4 (2) 4
計						(1) 367 (2) 367

(注) 1 取締役松尾正剛、古閑慎一郎、山下俊夫の3名は、社外取締役であります。

2 監査等委員以外の取締役の任期は、平成30年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 監査等委員である取締役の任期は、平成30年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コ ポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定です。当社の完全子会社の山下医科器械と同様に企業価値の最大化に努め、株主利益の実現を図るとともに、高い倫理性が求められる医療に関わる企業として、あらゆる法令を遵守し、取引先である医療機関へ提供するサービスの品質、安全性を真摯に追求する予定です。また、コーポレート・ガバナンスは、企業倫理の向上に取り組み、地域医療に貢献する企業として健全な経営体制を構築することを目的とする予定です。

当社では、その具体的な行動指針を、「倫理綱領」、「企業行動憲章」、及びISOに準拠した「品質方針」として定め、役職員への周知徹底を図る予定です。持株会社制へ移行するにあたり、業務執行に関しては、意思決定の迅速化の観点から、経営会議を設置し、取締役会の決定事項に属さない事項についての意思決定を行うとともに、取締役会の意思決定を促進する議論を行う役割を担う予定です。また、開催頻度を上げることによって、意思決定のスピード化および取締役会の効率的な運用を実現する予定です。

企業統治の体制の概要

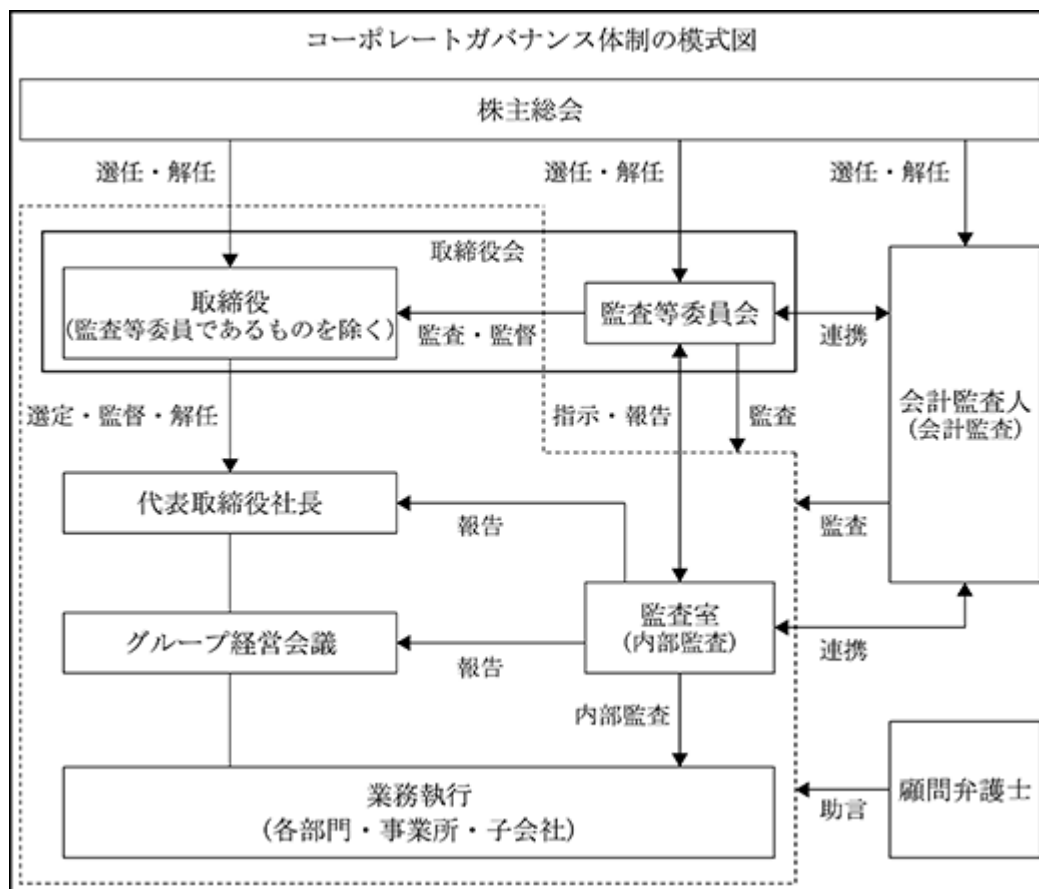
a．企業統治の体制の概要

当社の完全子会社となる山下医科器械は、平成27年8月27日開催の第67回定時株主総会の決議に基づき監査等委員会設置会社に移行いたしました。同様に当社も、監査等委員会設置会社とする予定です。また、主要な意思決定機関として、株主総会、取締役会及びグループ経営会議を設置する予定です。監査等委員会は、会計監査人及び直轄機関である監査室と連携して、取締役に対する監督機関として牽制機能を果たす予定です。

b．企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会及び監査等委員会を設置する予定であり、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関わることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを更に充実させるとともに経営の効率化を図ることが可能であると判断しております。

c．会社の機関・内部統制の模式図



d．リスク管理体制の整備の状況

当社では、経営企画室が各種契約をはじめとする法的案件について一元管理を予定しております。また、重要な法的課題については、顧問弁護士に相談し、的確な対応の検討・実施によりリスク管理を行う予定です。

その他のリスク管理については、適宜社内にて調整を行い迅速な対応ができる体制を整える予定です。

e．会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ) 株主総会

会社の最高意思決定機関として定時株主総会及び必要に応じて臨時株主総会を開催することを予定しております。株主総会においては、できるだけ広く株主の意見に耳を傾けるために、株主参加型の開かれた運営に努める予定です。

ロ) 取締役会

当社の取締役会は、業務執行を行う取締役4名と監査等委員である取締役3名の合計7名で構成する予定です。毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、法令で定められた事項や経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各業務執行取締役の業務執行状況を監督する予定です。

八) 監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役3名で構成し、いずれも社外より招聘する予定です。取締役会が委任した重要な業務の執行状況を監督するとともに、監査室より監査結果の報告を受け、評価を行い、監査意見を形成する予定です。

また監査等委員会は、会計監査人と緊密な連携体制をとり、年度毎に「監査方針・監査計画」について会計監査人から報告を受けるとともに、会計監査人の監査の方法及び結果、監査意見について報告を受ける予定です。

二) グループ経営会議

グループ経営会議は社長を議長とし、各子会社の経営方針、経営戦略等、会社およびグループの経営に関する重要事項について協議するとともに、担当役員による決裁事項の一部について報告を受けることにより、具体的な業務執行のモニタリングを行う予定です。

ホ) 内部統制システムの整備状況

当社の完全子会社となる山下医科器械は、平成18年5月の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の制定を決議し、内部統制に関する社内体制の構築に取り組んでまいりました。平成19年8月には「内部統制システムに係る監査の実施基準」を制定し、監査の基準及び行動指針を定めました。平成20年5月には「内部統制システム構築・運用規程」及び「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」を制定し、会社法ならびに金融商品取引法に対応した内部統制システムの構築及び運用に関する基本的事項を定めました。平成27年5月には、法改正に伴い、「内部統制システム構築の基本方針」の改定を実施しております。

また、社内体制としては、社長を統括責任者とし、取締役会が監督責任を有し、監査等委員会及び監査室が連携しながら監査・監督を予定しております。

f. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要な事項について情報交換、協議するなど、子会社の統括的な管理を行うとともに、その会計状況を定期的に監督する予定です。また、監査室は子会社に対する監査結果等について、定期的に当社に報告する予定です。

内部監査及び監査等委員会監査

a. 内部監査

当社では、内部牽制機能の実施機関として監査等委員会直轄の監査室を置き、担当人員2名により内部監査を行う予定です。監査室は、「内部監査計画書」に基づき、当社及び子会社の全部門を対象に、社内規程、業務基準に基づいた内部監査を行い、監査結果を監査等委員会に報告し、業務執行の監視機能の役割を果たす予定です。

b. 監査等委員会監査

監査等委員会は、各業務執行取締役の職務執行を監視するとともに、監査室の報告書を閲覧し、監査室スタッフと会合して連携を図る予定です。

また、監査等委員会は、各監査の局面において会計監査人と情報、意見交換を適時行い、連携しながら監査業務を執行する予定です。

社外取締役

a．社外取締役との関係

当社の取締役のうち監査等委員である取締役3名は、社外取締役とする予定です。

このうち取締役松尾正剛は当社株式1,400株を所有する予定ですが、取引関係、その他の利害関係はありません。

取締役古閑慎一郎は当社株式を各200株所有する予定ですが、取引関係、その他の利害関係はありません。

取締役山下俊夫は、学校法人九州総合学院の監事に就任しており、当社は同学院と商品販売等の取引関係がありますが、その他の関連する役職等において当社との間に取引関係及びその他の利害関係はありません。なお、取締役山下俊夫は当社株式4,400株を所有する予定です。

b．社外取締役との責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条1項に基づき、社外取締役松尾正剛、古閑慎一郎及び山下俊夫との間において、同法第423条1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金200万円または同法第425条1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結する予定です。

c．社外取締役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は法令、財務会計、税務、金融等に関して専門的な知見を有しており、社外の立場から経営全般に助言を行うとともに、職歴、経験、知識等を活かして適法性についての監視する予定です。

また取締役会においては、業務執行取締役の職務遂行の状況について明確な説明を求めること等により、経営監視の実効性を高める予定です。

d．社外取締役の選任状況に関する提出会社の考え方

当社は社外より取締役3名(常勤1名、非常勤2名)を選任することで、取締役会の業務遂行に対する客観的見地からの監視機能を強化する予定です。

そのうち、取締役松尾正剛は、長年の金融機関の経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役古閑慎一郎は、これまでの企業コンサルタントとしての経験から、企業経営に関する豊富な知見を有しております。また、取締役山下俊夫は弁護士の資格を有しており、特に企業法務に精通しております。

なお、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、候補者の社会的地位、経験及び当社グループとの人間関係、取引関係その他の利害関係の有無等を考慮した上で、当社の経営から独立した視点をもって職務の遂行ができる人材を選任する予定です。

役員の報酬等

役員の報酬総額に関しましては、それぞれ株主総会決議により定めております。

当社の役員報酬の上限につきましては、当会社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の報酬等の額を、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は年額100,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額50,000千円以内とする予定であります。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく財務諸表監査を受ける予定です。

また、同監査法人との間で、会社法第436条第2項第1号に基づき、会計監査人として契約する予定です。

取締役の定数

当社の取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く)を10名以内とし、監査等委員である取締役を10名以内とする旨を定款に定める予定です。

取締役の選任の決議要件の内容

当社は、取締役の選任決議を監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とで区別して行い、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および選任決議は累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

取締役会決議事項の内容**a．自己株式の取得**

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に応じて財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とする予定のため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。

b．中間配当

当社は、剰余金の配当(中間配当)について、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定です。

株主総会の特別決議要件の内容

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定める予定です。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため、未定であります。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる山下医科器械の経理状況については、同社の有価証券報告書(平成28年8月26日提出)及び四半期報告書(平成28年10月13日、平成29年1月13日及び平成29年4月14日提出)をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	6月1日から5月31日まで(ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成30年5月31日までとする予定です。)
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日、5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 (ホームページアドレス 未定)
株主に対する特典	未定

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第68期(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)平成28年8月26日福岡財務支局長に提出。

【四半期報告書及び確認書】

第69期第1四半期(自 平成27年6月1日 至 平成27年8月31日)平成27年10月13日福岡財務支局長に提出。

第69期第2四半期(自 平成27年9月1日 至 平成27年11月30日)平成28年1月13日福岡財務支局長に提出。

第69期第3四半期(自 平成27年12月1日 至 平成28年2月29日)平成28年4月14日福岡財務支局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成29年8月10日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を平成28年8月29日に福岡財務支局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2(子会社株式取得)の規定に基づく臨時報告書を平成29年5月16日に福岡財務支局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3(株式移転の決定)の規定に基づく臨時報告書を平成29年5月16日に福岡財務支局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

山下医科器械株式会社福岡本社
(福岡県福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号)

山下医科器械株式会社佐世保本社
(長崎県佐世保市湊町3番13号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第 2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第 3 【株主の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる山下医科器械の平成29年5月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

(平成29年5月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
山下 尚登	長崎県佐世保市	348,400	13.65
山下 耕一	福岡県福岡市中央区	274,900	10.77
株式会社ミック	長崎県佐世保市元町4番19号 ピバシティ元町1002号	272,952	10.69
山下 弘高	福岡県福岡市中央区	130,000	5.09
山下医科器械社員持株会	長崎県佐世保市湊町3番13号	82,332	3.22
オリンパス株式会社	東京都八王子市石川町2951番地	60,000	2.35
山下医科器械株式会社	長崎県佐世保市湊町3番13号	47,533	1.86
山下 浩	東京都葛飾区	43,000	1.68
株式会社大黒	和歌山県和歌山市手平3丁目8-43	42,400	1.66
株式会社親和銀行	長崎県佐世保市島瀬町10番12号	38,000	1.49
計		1,339,517	52.46

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の手續きに基づき平成29年12月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の手續きに基づき平成29年12月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。